

## 豊田市地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、地区コミュニティ会議が実施する地区コミュニティ推進事業に対する交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付目的)

第2条 この交付金は、地区コミュニティ会議が地域課題を解決するために行う事業（以下「地区コミュニティ推進事業」という。）を支援することによってコミュニティ活動の推進を図り、もってふれあい豊かで住みよい地域社会を築くことを目的とする。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、地区コミュニティ会議及び地区コミュニティ会議の設立に向けた準備会等とする。

(交付対象事業)

第4条 交付金の対象となる地区コミュニティ推進事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地域内の自治区長、各種団体の長、教育関係機関の代表者、各種委員及びその他関係団体の代表者等による、住みよい地域づくりのための連絡調整会議又は情報交換会（調整会議）
- (2) 青少年健全育成及び非行防止等に関する会議又は諸活動若しくは地区新成人を祝う会の実施に伴う連絡調整会議（青少年育成）
- (3) 地域福祉、ボランティア育成及び外国人との共生等に関する会議又は諸活動（地域福祉）
- (4) ごみ減量の促進、生活環境の整備及び自然環境の保護等に関する会議又は学習会（環境保全）
- (5) 交通安全、防災及び防犯等の生活安全に関する会議又は学習会（防災防犯）
- (6) 自治区及び諸団体の活性化を目的とした学習会又は実技指導等（レクリエーション学習）
- (7) コミュニティだより（交流館報等との併用を含む。）の発行（情報提供）
- (8) その他、地区コミュニティ会議の立上げ、コミュニティ活動の推進又は地区コミュニティ会議の運営に必要と思われる事業（組織運営）

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、次の表の区分に応じ、同表に定める地区均等割額及び地区世帯割額の合計額とする。

項 目	区 分	交 付 額
地区均等割額	1 地区につき	300,000円
地区世帯割額	2,000世帯以下	20,000円
	2,001世帯～4,000世帯	40,000円
	4,001世帯～6,000世帯	60,000円

	6, 0 0 1世帯以上	8 0, 0 0 0円
--	--------------	-------------

2 地区世帯割額の算定に用いる世帯数は、前年度の3月1日現在の自治区加入世帯数とする。

3 第1項の規定にかかわらず、交付対象事業に要する経費が交付金の額を下回る場合は、当該経費を交付金の額とする。

(交付の申請)

第6条 交付金を受けようとする交付対象者は、地区コミュニティ推進事業交付金交付申請書(様式第1号)に総会資料の写し及び請求書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により交付金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定したときは、地区コミュニティ推進事業交付金交付決定通知書(様式第2号)により、交付対象者に通知しなければならない。

3 前項に規定する通知は、地区コミュニティ推進事業交付金交付申請書の提出があった日から起算して30日以内に行わなければならない。

(実績報告)

第8条 交付金の交付を受けた交付対象者は、翌年度の4月10日までに、地区コミュニティ推進事業交付金実績報告書(様式第3号)に交付金に係る地区コミュニティ推進事業の収支及び事業の内容が分かる総会資料(又はそれに替わる書類)を添えて市長へ提出しなければならない。

(額の確定通知)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、地区コミュニティ推進事業交付金確定通知書(様式第4号)により交付対象者に通知するものとする。

(交付の方法)

第10条 交付金は、前金払により交付するものとする。

(交付金の返還)

第11条 市長は、交付対象者が、第6条の申請書に記載された事業を実施しない場合又はその事業の実施内容が不十分であると認める場合は、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

沿革 平成7年4月1日施行

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(押印廃止)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の豊田市地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱に基づいて作成されている様式は、この要綱による改正後の豊田市地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

豊田市長 様  
（取扱い／ ）

（申請者）所在地

名 称

代表者名

年度 地区コミュニティ推進事業交付金交付申請書

下記のとおり地区コミュニティ推進事業を実施したいので、豊田市地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 交付申請額	金 円
2 事業の目的	..... ..... .....
3 事業の内容	..... ..... ..... .....

（申請者） 名 称  
代表者名 様

年度 地区コミュニティ推進事業交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました地区コミュニティ推進事業交付金につきまして、下記のとおり交付することを決定しましたので、豊田市地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



記

交付金の額 金 , 000 円

注意 申請書に記載された事業を実施しない場合又はその事業の実施内容が不十分であると認められた場合は、交付金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

様式第3号（第8条関係）

豊田市長 様

（取扱い／ ）

（報告者）所在地

名 称

代表者名

年度 地区コミュニティ推進事業交付金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で決定を受けた地区コミュニティ推進事業を完了しましたので、豊田市地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱第8条の規定により下記のとおり報告します。

記

事業の実績及び効果

.....  
.....  
.....  
.....

注意 この報告書には、交付金に係る地区コミュニティ推進事業の収支及び事業の内容が分かる総会資料（又はそれに替わる書類）を添付してください。

（申請者） 名 称  
代表者名 様

年度 地区コミュニティ推進事業交付金確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました地区コミュニティ推進事業交付金につきまして、下記のとおり交付金の額を確定しましたので、豊田市地区コミュニティ推進事業交付金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



記

交付金の額 金 , 000円